

美作大学

平成 27 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 28 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

美作大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、美作大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的については、大学及び大学院の学則に簡潔、明確に定めている。建学の理念にのっとり、人材養成の意義を明示し、地域との連携の中で使命感と実践力を備えた職業人の育成を使命としているところに大学の個性と特色がある。地域社会の直面する複雑な課題に対応するために、学部・学科等設置する組織について、教育研究の内容を整備充実させている。「将来構想委員会」において検討された中期展望と各年度の経営指針、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーは、大学の使命・目的が反映され適切に設定されている。

「基準2. 学修と教授」について

入学者については、大学全体で入学定員を確保しており、アドミッションポリシーに沿った学生の受入れを行っている。教育目的を踏まえて大学全体の教育課程編成方針が定められ、学科ごとに教育目標、カリキュラムポリシーを明確に示している。教育課程はカリキュラムポリシーに沿って体系的な編成がなされており、社会的要請も踏まえながら学科ごとの資格取得に結びつけている。年間履修登録単位数の上限を学科ごとの内規で定めているが、設定数値が高く、引下げの検討を行っている。教育目標の「地域生活を支える専門的職業人の育成」の達成のために、関連資格の取得率と専門職への就職率を一つの達成指標としている。学科ごとの国家試験合格率や栄養士・社会福祉士・小学校教員・保育士等専門職への就職率でいずれも高い実績を出していることで目的達成の効果がうかがえる。

「基準3. 経営・管理と財務」について

寄附行為に法人の目的を定め、学校教育法をはじめ関連の法令遵守のもと、法人運営に取り組んでいる。また、使命・目的の実現のため、教学部門と管理部門の連携を図り、継続的な努力がなされている。

教育に関する情報、財務に関する情報については、ホームページにおいて適切に公表している。理事会は、使命・目的達成のために適切な管理・運営機能を果たしている。

大学全体で収容定員を満たす学生数を確保、維持できており、帰属収支差額の蓄積による特定引当金等の設定により自己資金を充実させている。堅実な運営方針により法人全体の収支バランスを良好な状態で維持し、安定した財務基盤を確立している。

「基準4. 自己点検・評価」について

「美作大学・美作大学短期大学部自己点検・評価委員会規程」に基づいて、使命・目的に沿った重点項目を設定し、周期的で自主的・自律的な自己点検・評価活動を実施し、長

所の更なる伸長のための努力を行っている。

自己点検・評価の結果については、教授会の他、各種の会議を通じて学内で共有し、改善に生かしている。また、社会に対してはホームページに掲載し公表している。

「経営会議」において中期的な計画及び経営指針を策定し、各部門に周知している。「自己点検・評価委員会」においてその達成状況及び課題の確認を行い、十分な成果の得られていない事項に対し改善策を策定、実行する体制をとり、自己点検・評価結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みを構築している。

総じて、大学は、建学の精神、使命・目的に基づいた教育・研究に取り組んでいる。伝統を守りつつも、時代の変化や地域社会の課題に対応するため、学部・学科等の整備充実を図っている。アドミッションポリシーに沿った学生の受入れを行い、大学全体で入学定員を確保し、他県からの志願者も多く獲得している。高い国家試験合格率、資格を生かした就職実績を誇り、安定した財務・経営基盤を背景に、地域貢献に寄与している。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.本学が使命とする『地域社会の生活を支える専門的職業人の育成』の適切性」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的については、「建学の理念」に基づき、「専門教育と教養教育の充実、及び両者の調和を図ることにより、新しい時代の生活の向上に寄与できる、人間性豊かな専門的職業人の養成を目指す」「小規模大学の特性を生かし、学生の個性を尊重し能力を向上させ、創造的で自立した人間の育成を目指す」「地域社会の課題を反映させた教育研究への取り組みにより、社会の発展に寄与することを目指す」「地域社会の人々に対し広く学習の機会を提供し、文化の進展に寄与することを目指す」の 4 項目を定めており、大学学則第 1 条、大学院学則第 1 条に明示している。また、大学学則第 4 条の 2、大学院学則第 10 条の 2 において各学科及び専攻の人材養成の目的を簡潔、明確に定めている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

「建学の理念」にのっとり、大学の使命・目的及び教育研究の各分野（食、子育て・教育、福祉）の人材養成の意義を明示しており、地域との連携の中で使命感と実践力を備えた職業人の育成を使命としているところに大学の個性と特色がある。

これらの使命・目的は、大学設置基準、学校教育法に照らし適切なものとなっている。地域社会の直面する複雑な課題に対応するために、生活科学部社会福祉学科の設置、食物学科での管理栄養士課程の設置、児童学科での保育士養成課程の設置、地域生活科学研究所の設置等を行い、教育研究の内容を整備充実させている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

「建学の理念起草委員会」を設置し、平成 15(2003)年に新たな建学の理念を起草した。それをもとに教職員、役員が関与・参画し、「部科（課）長会議」、教授会、「大学院研究科委員会」での審議を経て大学の理念・目的、教育目標、各学科の人材養成の目的を制定した。大学の使命・目的及び教育目的の学内外への周知については、ホームページの他さまざまな機会を捉えて、学生、社会一般等に向けて適切に行っている。

「将来構想委員会」において検討された中期展望と各年度の経営指針、各学部・学科、研究科の三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）については、大学の使命・目的が反映され適切に設定されている。大学の使命・目的及び教育目的を達成するための教育研究組織は十分整備されている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

入学者受入れの方針は、各学科、大学院研究科の各専攻ごとに策定され、大学案内、学生募集要項、ホームページ、各種の入試説明会にて周知が図られている。「学生募集委員会」を設置し、年度の学生募集の基本方針、計画、重要事項を審議している。

アドミッションポリシーにのっとり、学生の受入れについて入学試験の種別ごとでの工夫が図られている。「入試問題作成委員」と「入試問題点検・校正委員」を選出し、入試問題を作成している。

岡山県のみならず、鳥取県・島根県・四国 4 県・沖縄県等、他県からの志願者が多く、大学全体で入学定員に沿った学生受入れ数が維持されている。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

大学の教育目的を踏まえ、大学全体のカリキュラムポリシーが適切に定められ、学科ごとの教育目標、カリキュラムポリシーを明確に示している。大学院についても研究科ごとに人材養成の目的及び教育目標を定め、それに対応したカリキュラムポリシーを明示している。

教育課程はカリキュラムポリシーに沿って体系的な編成がなされており、社会的要請も踏まえながら学科ごとの資格取得に結びつけている。学科ごとの内規により年間履修登録単位数の上限を設定しているが、いずれの学科でも設定数値が高いため教務委員会で引下げが検討されている。「ファカルティ・ディベロップメント委員会」のもとに全学でFD(Faculty Development)活動に取組み、授業評価アンケート、授業相互参観、研修会等を実施し、授業方法の工夫・開発に努めている。

【参考意見】

○1 年間の履修登録単位数を高く設定しているため、単位の実質化に鑑み、再設定をすることが望まれる。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

クラス担任を核とし、個々の学生の状況が把握できるように教員組織と事務局との協働体制が組まれている。クラス担任は学期ごとに全員に個別面談を実施し、それぞれの学生の学修状況に見合った支援を行っている。教職員に学生支援の手引きを配付し、日常的に学生と接することで、学生の学修・生活状況をこまめに把握し、退学だけでなく、退学につながりやすい休学・留年についても早期に対応している。中途退学率は低く、日常的な支援の効果といえる。また、各種資格取得及び国家試験対策講座、授業評価及び学生生活に関するアンケート、オリエンテーションやセミナーの実施、ヘルプデスク、学生相談室等多方面から学修と授業の支援がなされている。TA 制度は規定化されており、今後の活用が期待される。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

学位授与基準及び学位審査手続きが学則に定められ、大学履修要項に示されている。また、修士課程については修士学位判定プログラムにその審査手続きが示されている。各学科・研究科のディプロマポリシーが大学履修要項に明示されており、ガイダンス等で学生に周知されている。成績指標（成績評価基準）が学則に規定され、認定科目を除く全科目で授業計画と成績評価基準がシラバスに明示されている。既修得単位の認定単位数の上限が学則に定められている。このように単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準が明確にされ、厳正に適用されている。

年度別 GPA(Grade Point Average)一覧資料には成績状況の推移と同学年内の位置を示し、学生に配付している。また、クラス担任が GPA を用いた学修指導を行っている他、保護者向けの成績説明や奨学金、表彰等の選考に GPA を利用している。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

3 学科共通の「教養・基礎教育科目群」を置き、その区分の一つ「キャリア科目」に「キャリアデザイン論」「インターンシップ」等 5 科目を設け、事前事後教育も丁寧に行っている。教育課程外においても、「就職委員会」を組織し、「就職支援室」と連携しながら、資格職・専門職や地元での就職を希望する学生に対応し、個別指導、情報配信、就職懇談会等を行い、適切に運営している。

相談助言の適正さは、専門分野で取得した資格を生かした就職の割合が、過去 4 年間で 8 割と高いことである。必要な県・地域に「就職支援室参与」を置き、県・地域・企業と連携し、現地の就職先を開拓するなど、学生の求める支援と求人情報のマッチングを意識しての取組みがされている。

【優れた点】

○学生の出身地への U ターン就職対策として、他府県との協定をはじめ各地域で就職支援に取り組むなど、地方大学の特性を十分に発揮して、具体的な方策を講じている点が高く評価できる。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

大学が教育目標とする「地域生活を支える専門的職業人の育成」については、関連の資格取得率と専門職への就職率を一つの達成指標としており、学科ごとの国家試験合格率や栄養士・社会福祉士・小学校教員・保育士等の専門職への就職率でいずれも高い実績を出している。

学生による授業評価アンケートの中に、授業に対する姿勢や満足度を問う項目を設けている他、「勉学及び学生生活にかかる調査」、GPA による成績状況の確認等多面的な到達度の把握を行っている。その結果は各担当教員にフィードバックされ、各教員は評価結果をもとに「授業改善報告書」を作成し、次期の授業に反映している。卒業生に対する評価は、実習の巡回指導や就職先の開拓訪問等を通じて情報を収集し、各学科の会議等においてフィードバックしている。

【優れた点】

○学生による授業評価アンケートの結果は各担当教員にフィードバックされ、教員はそれをもとに「授業改善報告書」を作成しており、内容に応じて学科や委員会等で更に検討し、教育改善に役立っていることは高く評価できる。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生支援のため「学生委員会」と「学生部」を組織して学生生活全般に関する支援を行っている他、担任を配置して日常的に学生の動向を把握し、個別の課題に対応している。また、保健室に専門の資格を持つ職員を配し、学生相談室「ことりの森」には常勤の臨床心理士を配置し、学生の心的支援を行っている。

学生の経済的支援については、「日本学生支援機構奨学金」や都道府県育英会の他に、独自の奨学金制度を多様に用意している。また、遠隔地出身者への支援もある。

学生の課外活動等への支援としては、学生課を中心に学友会の意見を受けて各種の支援を行っている。また「MAS(Most Active Student)賞」を制定し、課外活動の更なる奨励・支援に努めている。「勉学及び学生生活に関する調査」からの要望をくみ上げ、「ミマッ箱」に投函された意見も直ちに改善し、「学生委員会」で協議するなどの対応をしている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

教育課程に即した教員を配置しており、大学設置基準及び資格・免許授与のための関係法令に基づく基準を上回る教員数を確保している。教員の採用・昇任等は「教員選考規程」に基づき行われ、審査員の審査、教授会の議を経て学長と理事長の協議の上決定される。教員評価についての規則はないが、昇任人事に反映させている。教員の年齢構成はやや高齢者が多いが、今後改善していく計画である。

初任者研修、シラバス改善・研究の不正防止等を取上げた研修会、ICT（情報通信技術）

活用のためのガイダンス等の教員研修を実施している。また、学期ごとに「授業見学週間」を定め授業参観を行っている。

教養教育実施のための特別な委員会は設けていないが、教務委員会において教養教育についての課題を審議している。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地、校舎はそれぞれ大学設置基準を上回る面積を有し、また施設、設備、図書館等も教育目的の達成のために適切に整備されている。「学園創立 100 周年記念館」は、図書館機能の他に、情報教育機能を備え、アクティブ・ラーニング等の目的にも使用できる施設として設置が計画されている。各学科の専門職養成のための施設・設備も必要条件を満たしている。

情報関係施設は「情報処理教育センター」によりセキュリティ対策を行いながら管理運営されている。施設に対する要望は学生満足度調査によりくみ上げ、反映している。

授業を行う学生数については、管理栄養士養成施設・保育士養成施設・社会福祉関連の施設としての関係法令に基づく受講者数上限の定めにより、またその他の演習・実習指導においても少人数編制で適正なクラスサイズの管理がなされている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

経営の規律と誠実性の維持の表明については、寄附行為において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に従い、社会に貢献する有能な人材を育成することを目的とする」と法人の目的を明確に定めて、学校教育法、私立学校法、大学設置基準など関連する法令の遵守のもと、法人の運営に取り組んでいる。

大学の使命・目的の実現のため、教学部門と管理部門の連携を図り、継続的な努力がなされている。省エネルギーのためのデマンド制御の取組みを始めとして環境の保全を図っている。ハラスメント防止についてキャンパスガイドに大変わかりやすく簡潔に示すなど人権への配慮がみられる。

教育に関する情報、財務に関する情報については、ホームページにおいて適切に公表している。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会の構成については、理事長、大学学長、大学広報部長、美作高等学校校長、美作大学附属幼稚園園長、大学事務局長、美作高等学校事務部長、同窓会関係者 1 人、外部企業関係者 2 人、理事会選任の 2 人であり、各部門からバランスよく選出されており、規則も整備されている。また、理事会は寄附行為に基づき、使命・目的の達成のため適切に管理運営されている。法人経営部門と教学部門の連携を図るため、理事会のもとに理事長、学長、広報部長、学生部長及び事務局長を構成員とする「経営会議」を設置して、各部門の情報共有を行い、課題を確認及び協議するなど円滑な業務執行の体制を整備している。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学の諸課題の審議のため、理事会のもとに「経営会議」を設け、中期目標、経営指針の審議の他諸課題についての検討を行っており、学則、その他教授会での審議が求められる事項については、学長が議長となり審議を行っている。

学長は、教授会の他、「部科（課）長会議」「自己点検・評価委員会」「入学試験委員会」「学生募集委員会」「就職委員会」等の大学の主要会議の主宰となり、意思決定とリーダー

シップが発揮できる体制を構築している。大学における意思決定の仕組みは規則等により適切に整備され、学長は各会議、委員会の意見を尊重し、教学部門の丁寧な運営を進めている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

大学主要メンバーが理事会に出席し、また「経営会議」「部科（課）長会議」、各学科会議等が組織され、教学部門と事務部門、教職員間の連携により各管理運営機関及び各部門の間のコミュニケーションによる意思決定は円滑に行われている。

理事会、評議員会は適切に機能し、学内においては主要会議議事録をネットワーク上で公開し、教職員相互のチェックが可能な体制となっており、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスは適切に機能している。

理事長は理事会、評議員会、「経営会議」等における意見を尊重しながら、「学園事務局会議」「学園財政会議」を開催し、法人全体の課題、財務内容についても意見を聞きながらリーダーシップを発揮している。一方、教授会傘下の各委員会、各学科会議や事務局の「課室長会議」等の提案事項について、意見のくみ上げが可能な体制となっており、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営がなされている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

「美作学園管理組織規程」にのっとり権限の分散と責任体制が定められており、職員の配置についても教職協働による業務執行が可能な体制が確保されている。

理事会の下部組織である「経営会議」により理事会と教授会との意思の伝達機能及び管理体制が構築されている。教授会のもとに組織された「部科（課）長会議」や各種委員会

により教職協働による業務執行体制を構築している。全教職員参加による「職員会議」を毎月開催し、事務局においては「課室長会議」を毎週開催するなど、業務執行の管理体制の構築とその機能性については適切に確保されている。

外部研修の他に学内でFD研修と共通課題のSD(Staff Development)研修を開催し、職員研修の機会の提供に努めている。職員の採用は就業規則にのっとり行われ、適切な評価・手順により昇任が行われている。また人事異動も積極的に実施し、資質・能力向上の機会を設けている。

【優れた点】

○全教職員参加の「職員会議」を毎月実施して報告・連絡を密にし、業務執行に遺漏がないよう努めている点は評価できる。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

中期的な財務計画を策定し収支のシミュレーション等を行い、適切な財務運営が行われている。

大学全体で収容定員を満たす学生数を確保、維持できており、帰属収支差額の蓄積による特定引当金等の設定により自己資金が充実し、借入金はなく、「収入に見合った支出」「借金はない、身の丈経営」の堅実な運営方針により法人全体の収支バランスは良好な状態で維持され、安定した財務基盤が確立されている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理の適正な実施については、学校法人会計基準及び「学校法人美作学園経理規程」にのっとり適切に行われている。

会計監査の体制整備と厳正な実施については、監査法人による会計監査の他、理事長、学内理事、監事、経理担当者らによる「学園監査会」を開催し、公認会計士との意見交換を行いながら監事による監査を受け、適時に監査を行う体制が整っている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

「美作大学・美作大学短期大学部自己点検・評価委員会規程」に基づき、大学の使命・目的に沿った重点項目を設定しつつ、短期大学部と一体となって自主的・自律的な自己点検・評価が行われている。

自己点検・評価体制の適切性については、「美作大学・美作大学短期大学部自己点検・評価委員会規程」の定めに基づき、全学的な体制で自己点検・評価が進められるような構成員で編制し、適切に行われている。

第三者評価に伴う自己点検・評価に加え、大学独自の重点項目を設定した自己点検・評価を周期的に実施し、その結果を公表するとともに、改善に向けての取組みと長所の更なる伸長のための努力を継続的に行っている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価については、各評価基準・項目に必要な資料・データを各委員会、関係部署において作成・収集・分析し、他部門への反映・連携も行いながら改善策を講じている。

現状把握のための十分な調査・データの収集と分析については、定期的に行っている学生生活・教育等の現状や要望、満足度等についての調査、就職先への調査、学生との情報交換会の実施、学生募集及び学生の就職に係るデータの蓄積等、多岐にわたるデータの

収集・分析を行っている。

自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表については、学内では教授会、「部科(課)長会議」、関係学科、各委員会と関係部署で共有し、改善に取り組んでいる。社会に対してはホームページに掲載するとともに、関係方面へ電子媒体を送付し公表している。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

理事長、学長をはじめ、主要構成員による「経営会議」で中期の計画及び経営指針を策定し、理事会の承認を経て各部門に周知しこれを実施している。その後「自己点検・評価委員会」において周期的に達成状況及び課題の確認を行い、十分な成果の得られていない事項に対する改善策を策定し実行する体制がとられ、自己点検・評価結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みが構築されている。なお、取組み重点事項・改善事項等の全教職員への周知・理解を徹底するための方策について検討を進めている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 本学が使命とする「地域社会の生活を支える専門的職業人の育成」の適切性

A-1 地域社会の課題と本学の教育目的・目標との整合性

A-1-① 地域社会が直面している課題と本学の人材養成との整合性

A-1-② 学科等の人材養成の目的と教育課程の整合性

A-1-③ 地域の課題をテーマとした研究、それを生かした教育による専門的職業人育成の成果

A-2 本学の使命・目的と地域貢献活動を通じた人材育成、通称「地域をキャンパスとした教育・学び」の取組みの整合性

A-2-① 「地域をキャンパスとした教育・学び」の目的及び取組み体制の適切性

A-2-② 教育活動を活用した取組みの成果と適切性

A-2-③ 学内組織・部活動等による取組みの成果と適切性

【概評】

「地域社会の生活を支える専門的職業人の育成」は、大学の使命・目的と合致しており、地域社会の状況を受止め、社会的要請に的確に応えている。社会に知識を還元し、社会から実践を学ぶ良い機会を作っている。岡山県にある大学としてのあり方を十分に認識した専門的職業人の育成を行い、また、U ターン就職を促すことで地域社会に貢献している。

各学科では、地域社会の生活を支える専門的な職業人の育成のため、専門的資格取得に必要な教育課程に加え、専門職としての力量を養い育てるための教育課程を編成している。そして、地域社会の課題を担う人材養成に努めており、これらは管理栄養士、社会福祉士の国家試験の高い合格率、小学校教員、保育士の高い採用実績等につながっている。

「地域生活科学研究所」による所員活動研究助成により、地域のニーズに応える研究、地域課題に取り組む活動、地域社会へ還元する活動等を支援している。島根県、高知県、愛媛県と就職協定の締結を行い、岡山県だけでなく他の地方社会との結びつけにも努めている。地域の課題に関わる現場体験的な取組みを「地域をキャンパスとした教育・学び」と位置付け、大学及び各学科の人材養成の目的に対応した多岐にわたる取組みを行い、地域社会からも評価されている。学部各学科、大学院各専攻では、地域の人々の要望を聞き取り、それをもとに地域行事の企画・運営へ関わる等、地域をキャンパスとした教育・学びの実践が行われている。さらに、「ボランティアセンター」において地域を学びの場とする多くの活動が行われている。また、平成 28(2016)年度に「地域連携推進室」の設置を計画しており、地域社会との連携を推進する体制の整備に着手し、組織的展開を進めている。

